

令和6年度

介護保険制度改正のお知らせ

国から令和6年度の介護報酬改定の内容が示されました。介護報酬改定により、介護保険サービスの利用者負担額の変更、新たな取組みや制度の見直しが図られます。

サービスの種別や提供事業所、利用しているサービス内容ごとに金額や取組み内容が異なりますので、詳しくは、ケアマネジャーや介護サービス事業所・施設にお尋ねください。

介護報酬改定の主な事項（抜粋）

「地域包括ケアシステムの深化・推進」

- 医療と介護の連携の推進 ○看取りへの対応強化 ○感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進 ○認知症の対応力向上

「自立支援・重度化防止に向けた対応」

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」

- 介護職員の処遇改善 ○生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

「制度の安定性・持続可能性の確保」

※ 内容やサービスによって改定時期が異なります。

● 一部の福祉用具について貸与と購入の選択制が導入されます。

令和6年4月から

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与の品目のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能になります。

● 処遇改善加算の加算率の引上げ等の見直しが行われます。

令和6年6月から

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員の処遇改善加算の加算率の引上げ等の見直しが行われます。なお、サービスの種類・事業所によって加算の状況が異なりますので、詳しくは介護サービス事業所・施設にお尋ねください。

このちらしは、区ホームページにも掲載しています。

[トップページ](#) → [目次から探す](#) → [福祉・健康](#) → [高齢・介護](#) → [介護保険制度のしくみとサービス](#)
→ [介護保険制度の概要](#) → [介護保険制度改正について](#) [区 HP Q 140271](#) [検索](#)

令和6年2月時点の情報に基づいて作成していますので、今後内容が一部変更になる場合があります。